

海産物の強引な電話勧誘や送り付け商法に注意



海産物などの電話勧誘に関する相談が引き続き多く寄せられています。年末年始には海産物などを購入する機会が増えるため、特に注意いただきたいトラブルです。

相談事例



海産物のお得なセット
はいかがですか!?



売れないと困るんです。
助けてください!!



「来月届ける」って
一方的に言われてしまった。
どうしよう…。

海産物の購入について以前にも購入してもらったという業者から電話で勧誘があった。強引な勧誘が続き、何度も断ったが、最後には来月に配達すると言われ、一方的に電話を切られた。

- ・突然自宅に届く
- ・代引配達で届き、家族が代金を支払い受け取ってしまうというケースも…



注意

- 「買ってくれないと倒産する」など、強引に購入させるような勧誘をされる場合があります。
- 事業者と連絡が取れない場合、被害回復が難しい可能性があります。

ポイント

- 商品が不要な場合ははっきりと断り、一方的に代引配達で商品が届いた場合には受け取り拒否をしてください。
- 代引配達で代金を支払った場合でも、一方的に送り付けられた商品については代金を支払う必要はなく、事業者へ返金を求めることができます。
- 事業者からの電話勧誘により契約をした場合、クーリング・オフができます。
- 強引に購入を勧めるような不審な電話があった場合には、家族など身近な方と情報を共有し、代引配達で商品を受け取らないよう注意しましょう。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

